

奈良市公報

号外第1号 令和6年3月条例

令和7年1月10日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
3	29	1	奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例	医療政策課
3	29	2	奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例	新駅まちづくり推進課
3	29	3	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	法務ガバナンス課、医療政策課、企業局企業総務課
3	29	4	奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例	法務ガバナンス課
3	29	5	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例	環境政策課、住宅課
3	29	6	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	DX推進課
3	29	7	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	いじめ防止生徒指導課、子ども政策課
3	29	8	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	介護福祉課、建築指導課、消防局予防課
3	29	9	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	介護福祉課
3	29	10	奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例	介護福祉課
3	29	11	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	障がい福祉課
3	29	12	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課
3	29	13	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
3	29	14	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例	地域づくり推進課

3	29	15	奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例	土木管理課
3	29	16	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例	消防局予防課
3	29	17	奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例	企業局企業総務課
3	29	18	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課
3	29	19	奈良市税条例の一部を改正する条例	市民税課
3	29	20	奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例	議事調査課
3	31	21	奈良市税条例の一部を改正する条例	市民税課、資産税課
正 誤 表				
正誤表				

条

例

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 1 号

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和 50 年奈良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表奈良市立休日歯科応急診療所の項中「午前 9 時」を「午前 10 時」に、「午後 5 時」を「午後 4 時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日揭示済）

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 2 号

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）に基づく八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行に伴い、事業の施行区域内の土地の利用に制約が課されることから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税について奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の特例を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施行区域内 法第 2 条第 8 項に規定する施行区域の区域内をいう。
- (2) 土地区画整理組合 法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合をいう。
- (3) 都市計画 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項に規定する都市計画をいう。
- (4) 市街化区域 都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域をいう。
- (5) 市街化調整区域 都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域をいう。

（土地の使用収益停止に伴う固定資産税等の課税免除）

第 3 条 事業の施行区域内に存する農地（土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の施行区域（当該土地区画整理事業に関連する都市計画の決定により、新たに市街化調整区域から市街化区域に区域区分の変更が行われた区域（生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する生産緑地を除く。）に限る。）に存するものに限る。）であって、事業の施行により現に使用収益をすることができない状態にあるものについては、奈良市税条例附則第 17 条の規定に基づいて減額された後の当該農地に係る固定資産税等を免除するものとする。

2 前項に規定するものを除き、事業の施行区域内に存する土地であって、事業の施行により現に使用収益をすることができない状態にあるものについては、当該土地の使用収益を停止された日の属する年の翌年（使用収益を停止された日が 1 月 1 日であるときはその年。以下同じ。）の賦課期日に係る年度から当該土地の使用収益の開始の日の属する年（使用収益の開始の日が 1 月 1 日であるときはその前年）の賦課期日に係る年度の末日まで、当該土地のうち使用収益をできない面積が占める割合に応じて、当該土地（当該土地上に存する家屋が使用収益をできなくなる場合は、家屋を含む。ただし、土地と家屋それぞれの使用収益をできない割合が異なる場合、家屋については、当該家屋の使用収益をできない面積の割合によることとする。）に係る固定資産税等を免除するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、法第 90 条及び第 95 条第 6 項の規定により換地を定めなくて金銭で清算することが予定され、又は決定された土地で、かつ、登記簿に登記されているもののうち、法第 100 条第 1 項及び第 2 項の規定により使用収益をすることができないもの（現に使用収益をしているものを除く。）については、当該土地の使用収益を停止された日の属する年の翌年の賦課期日に係る年度から法第 103 条第 4 項の規定により換地処分があ

った旨の公告がされた日の属する年（公告の日が 1 月 1 日であるときはその前年）の賦課期日に係る年度の末日まで、当該土地のうち使用収益をできない面積が占める割合に応じて、当該土地に係る固定資産税等を免除するものとする。

（課税免除の申請）

第 4 条 前条の規定により固定資産税等の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする各年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、同条の規定により前年度において免除を受けた者で、当該年度において引き続きその免除の事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

2 前条の規定により固定資産税等の免除を受けた者（以下「免除対象者」という。）は、当該免除に係る土地又は家屋について使用収益を開始したときは、土地区画整理事業の施行者から交付を受けた使用収益開始日の通知の写しを市長に速やかに提出しなければならない。ただし、免除対象者から当該使用収益開始日の通知の写しの提出がなかった場合においても、土地区画整理事業の施行者から市長に当該使用収益開始日の通知の写しの提出がなされたときは、当該免除対象者から提出があったものとみなすことができる。

（免除の取消し）

第 5 条 市長は、免除対象者が虚偽の申請その他不正の行為により固定資産税等の免除を受けたことが判明したときは、直ちにその者に係る当該免除を取り消すものとする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事業の認可後の固定資産税等から適用する。

（令和 6 年 3 月 29 日揭示済）

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正）

第 1 条 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和 2 年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

（奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(1) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年奈良市条例第 28 号）第 6 条

(2) 奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成 15 年奈良市条例第 47 号）第 6 条

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日揭示済）

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 4 号

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例

（奈良市公告式条例の一部改正）

第 1 条 奈良市公告式条例（昭和 25 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法」の次に「(昭和 22 年法律第 67 号)」を加える。

第 2 条第 2 項中「但し」を「ただし」に、「市役所前掲示場」を「市役所掲示場」に改める。

第 4 条第 1 項中「若しくは」を「又は」に改める。

第 5 条第 1 項中「但し、第 2 条中」を「この場合において、同条中」に、「とあるは」を「とあるのは」に、「読みかえる」を「読み替える」に改め、同条第 2 項中「但し」を「この場合において」に、「とあるは」を「とあるのは」に、「読みかえる」を「読み替える」に改める。

(奈良市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 奈良市行政手続条例（平成 11 年奈良市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「市役所前掲示場」を「市役所掲示場」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（第 2 条第 2 項中「市役所前掲示場」を「市役所掲示場」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 5 号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市空家等対策推進協議会の項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同部に次のように加える。

奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会	公共施設再生可能エネルギー実装事業の事業者の選定に関する事務
----------------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の部奈良市空家等対策推進協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 6 号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年奈良市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 15 の項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務のうち第 4 欄において」を「特定個人番号利用事務のうち」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条本文に規定する日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 7 号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

いじめ調査委員会の委員	基本報酬 日額	14,000 円
	調査等報酬 日額	25,000 円
	報告書等作成報酬 30 分につき	5,000 円
	とし、1 日当たり 80,000 円を限度とする。	
いじめ問題再調査委員会の委員	基本報酬 日額	14,000 円
	調査等報酬 日額	25,000 円
	報告書等作成報酬 30 分につき	5,000 円
	とし、1 日当たり 80,000 円を限度とする。	

別表第 1 備考に次の 2 項を加える。

- いじめ調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。
- いじめ問題再調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 8 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 76 項を同表第 75 の 2 項とし、同項の次に次のように加える。

75 の 3	接道義務に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定申請手数料	建築基準法第 86 条の 7 第 1 項の規定に基づく接道義務に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
76	道路内建築制限に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定申請手数料	建築基準法第 86 条の 7 第 1 項の規定に基づく道路内建築制限に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円

別表第 79 項中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に、「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に、「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に、「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に、「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に、「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に、「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に、「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改め、同表第 152 項中「指定居宅介護支援事業者指定申請手数料」を「指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者指定申請手数料」に改め、「の指定」の次に「又は同法第 115 条の 22 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（指定居宅介護支援事業者を指定するものに限る。）」を加え、同表第 153 項中「指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料」を「指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料」に改め、「の更新」の次に「又は同法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新（指定居宅介護支援事業者について指定の更新をするものに限る。）」を加え、同表第 159 項及び第 160 項を次のように改める。

159 及び 160	削除		
---------------	----	--	--

別表備考第 20 項中「及び第 151 項」を「、第 151 項」に改め、「指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料」の次に「及び第 153 項に規定する指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 9 号

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 14 条中「第 53 条の 2 第 2 項各号」を「第 53 条の 3 第 2 項各号」に、「第 104 条の 3 第 2 項各号」を「第 104 条の 4 第 2 項各号」に、「第 139 条の 2 第 2 項各号」を「第 139 条の 3 第 2 項各号」に改める。

(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

(奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第 4 条 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

(奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 5 条 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

(奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第 6 条 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

(奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 7 条 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

(奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第 8 条 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

(奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 9 条 奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

(奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 10 条 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

(奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 11 条 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

(奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 12 条 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 10 号

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 18 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 11 号

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第 12 条 指定障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第 2 条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定自立訓練（生活訓練）」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

第 8 条第 1 項中「指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

第 10 条及び第 11 条第 1 項中「指定自立訓練（生活訓練）」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

第 13 条中「指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）」の次に「、指定就労選択支援」を加える。

(奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(管理者の特例)

第 6 条 指定障害者支援施設の管理者は、常勤とする。

第 12 条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第 12 条 指定障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 25 号）の一部を

次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(管理者の特例)

第 5 条 障害福祉サービス事業者がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

第 9 条第 2 項中「療養介護」の次に「、短期入所又は共同生活援助」を加える。

第 10 条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第 10 条 障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第 5 条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「自立訓練（生活訓練）」の次に「、就労選択支援」を加える。

(奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 30 年奈良市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第 10 条 障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 7 条 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和 2 年奈良市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第 8 条中「、指定医療型児童発達支援」を削る。

第 9 条を次のように改める。

(衛生管理等の特例)

第 9 条 指定障害児通所支援事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 8 条 奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和 3 年奈良市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

指定障害児入所施設等は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号の政令で定める日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 12 号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成 12 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「35,800 円」を「34,000 円」に改め、同項第 2 号中「50,100 円」を「48,100 円」に改め、同項第 3 号中「50,100 円」を「48,500 円」に改め、同項第 4 号中「64,400 円」を「67,200 円」に改め、同項第 5 号中「71,600 円」を「74,600 円」に改め、同項第 6 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 85,800 円

第4条第1項第6号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第7号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 93,300 円

第4条第1項第7号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第8号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 112,000 円

第4条第1項第8号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第9号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 126,900 円

第4条第1項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第10号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 141,800 円

第4条第1項第10号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第11号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 156,700 円

第4条第1項第11号ア中「800万円」を「620万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第12号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 171,700 円

第4条第1項第12号ア中「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第13号中「164,700円」を「216,500円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第12号の次に次の5号を加える。

(13)次のいずれかに該当する者 179,100 円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を

必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 186,600 円

ア 合計所得金額が 1,000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 194,100 円

ア 合計所得金額が 1,200 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 201,500 円

ア 合計所得金額が 1,500 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 209,000 円

ア 合計所得金額が 2,000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 4 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「21,500 円」を「21,300 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「21,500 円」を「21,300 円」に、「32,200 円」を「33,200 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「21,500 円」を「21,300 円」に、「46,500 円」を「48,100 円」に改める。

第 6 条第 3 項中「若しくは第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ若しくは第 17 号イ」に、「第 13 号」を「第 18 号」に改める。

附則第 8 条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 13 号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 6 の 10 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 16 条第 1 項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5 千円」を「54 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 21 条の 3 第 2 項中「に規定する雇用保険受給資格者証」を「の雇用保険受給資格者証又は同令第 19 条第 3 項の雇用保険受給資格通知」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第 12 条の 6 の 10 並びに第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 14 号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成 25 年奈良市条例第 16 号）
- (2) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 25 年奈良市条例第 58 号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による廃止前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「廃止前の指定条例」という。）別表左欄に掲げる特定非営利活動法人に対する、この条例による廃止前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（以下「廃止前の基準、手続等条例」という。）の規定による基準、手続等については、廃止前の指定条例別表右欄に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金の支出期間の満了までの間、廃止前の基準、手続等条例の規定（第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定を除く。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 廃止前の指定条例別表左欄に掲げる特定非営利活動法人に対する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定の適用については、同表右欄に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金の支出期間の満了までの間、廃止前の指定条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 15 号

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成 9 年奈良市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「（側車付二輪自動車を除く。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。以下同じ。）は、JR 奈良駅第 1 駐車場を利用することができる。

第 3 条の 2 第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、前条第 2 項の規定による二輪自動車の利用を除く。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

駐車区分	駐車時間		利用料金の上限
自動車（二輪自動車を除く。）	駐車時間が 24 時間以内の場合	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分までの間に駐車する場合	20 分までごとにつき 100 円（その額が 900 円を超える場合にあっては、900 円）
		午前 0 時 30 分を越えて駐車する場合	1,200 円
	駐車時間が 24 時間を越える場合		駐車時間 24 時間につき 1,200 円とし、当該駐車時間に 24 時間未満の端数があるときは当該端数についてこの表の自動車（二輪自動車を除く。）の部駐車時間が 24 時間以内の場合の項の規定を適用して得た利用料金の上限を加えた額
二輪自動車	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分（以下「基準時」という。）までの間に駐車する場合		1 回につき 500 円
	基準時から 24 時間を越えないで駐車する場合		1,000 円
	基準時から 24 時間を越えて駐車する場合		1,000 円に、基準時から 24 時間を経過するごとに、500 円を加えた額

備考 定期利用（二輪自動車を除く。）をする場合の利用料金の上限は、1 箇月につき 15,000 円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(なら 100 年会館条例の一部改正)

- 2 なら 100 年会館条例（平成 10 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「奈良市営駐車場条例第 3 条」を「奈良市営駐車場条例第 3 条第 1 項」に改める。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 16 号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和 37 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項第 2 号ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 9 号の 2 イ」に改め、同条第 2 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 41 条第 1 項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 17 号

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和 33 年奈良市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 18 号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成 15 年奈良市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「(土曜日は午後零時 30 分)」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 19 号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

- 第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 21 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第 21 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 28 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第 6 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 20 号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和 49 年奈良市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「事故」を「事故が」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 15 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第 20 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 20 条第 2 項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第 21 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 22 条第 1 項中「これ」を「、これ」に改め、同条第 2 項中「終る」を「終わる」に改める。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 25 条に次の 1 項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第 28 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条第 1 項中「参考人」を「、参考人」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

第 30 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機により情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日掲示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 21 号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 22 条、第 24 条から第 25 条の 2 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 24 条の 2 第 2 項、第 44 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 24 条の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 44 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 34 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 33 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてははならないものとし、第 33 条第 1 項に規定する第 2 期の納期（以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、同項に規定する第 3 期の納期（以下この項において「第 3 期納期」という。）及び同項に規定する第 4 期の納期（以下この項において「第 4 期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてははならないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期

においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 44 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

- 第 7 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 44 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 44 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。）の合算額（以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第 44 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第 3 項において「特別徴収対象税額」という。）は、第 1 期納期においてはその者の第 1 期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第 2 期納期においてはその者の第 2 期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はしないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第

2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第 44 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 44 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の第 44 条の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 44 条の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第 44 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 44 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 22 条及び第 24 条から第 25 条の 2 まで並びに附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 25 条の 2 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 25 条の 2 第 1 項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 7 条の 4 及び」とあるのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項及び」とする」に改める。

附則第 10 条の 2 第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 9 項を第 8 項とし、第 10 項を第 9 項とする。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 5 項」を「附則第 19 条の 3 第 4 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「令和 3 年法律第 7 号」を「令和 6 年法律第 4 号」に、「附則第 14 条第 1 項」を「附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 14 条第 4 項を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 18 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 19 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 23 条の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 23 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 24 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 24 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 25 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 25 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条の 3 の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条の 3 の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条の 3 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条の 3 の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条の 3 の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条の 9 を削る。

附則第 28 条の 10 (見出しを含む。) 中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条を附則第 28 条の 9 とする。

附則第 29 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 29 条の 2 中「令和 3 年法律第 7 号」を「令和 6 年法律第 4 号」に、「附則第 14 条第 1 項」を「附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 30 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第 32 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 35 条中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び次条第 2 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(令和 6 年 3 月 31 日揭示済)

正 誤 表

令和 6 年 4 月 1 日付け奈良市公報第 117 号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第 17 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 2 号に掲載
1	奈良市公報号外第 18 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 3 号に掲載
2	奈良市公報号外第 19 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 4 号に掲載

令和 6 年 4 月 16 日付け奈良市公報第 118 号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第 16 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 1 号に掲載
2	奈良市公報号外第 17 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 2 号に掲載
3	奈良市公報号外第 18 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 3 号に掲載
4	奈良市公報号外第 19 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 4 号に掲載

令和 6 年 5 月 1 日付け奈良市公報第 119 号

ページ	誤	正
1、3	奈良市公報号外第 20 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 5 号に掲載

令和 6 年 5 月 16 日付け奈良市公報第 120 号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 20 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 5 号に掲載

令和 6 年 6 月 3 日付け奈良市公報第 121 号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 21 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 6 号に掲載

令和 6 年 6 月 17 日付け奈良市公報第 122 号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 21 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 6 号に掲載

令和 6 年 7 月 1 日付け奈良市公報第 123 号

ページ	誤	正
-----	---	---

1、2	奈良市公報号外第 22 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 7 号に掲載
令和 6 年 7 月 16 日付け奈良市公報第 124 号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第 22 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 7 号に掲載
令和 6 年 8 月 1 日付け奈良市公報第 125 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 23 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 8 号に掲載
令和 6 年 8 月 16 日付け奈良市公報第 126 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 23 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 8 号に掲載
令和 6 年 9 月 2 日付け奈良市公報第 127 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 24 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 9 号に掲載
令和 6 年 9 月 17 日付け奈良市公報第 128 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 24 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 9 号に掲載
令和 6 年 10 月 1 日付け奈良市公報第 129 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 25 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 10 号に掲載
令和 6 年 10 月 16 日付け奈良市公報第 130 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 25 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 10 号に掲載
令和 6 年 11 月 1 日付け奈良市公報第 131 号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第 26 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 11 号に掲載
令和 6 年 11 月 18 日付け奈良市公報第 132 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 26 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 11 号に掲載
令和 6 年 12 月 16 日付け奈良市公報第 134 号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 27 号に掲載	令和 6 年奈良市公報号外第 12 号に掲載